

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式（建設工事） 試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を試行するにあたり必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事の中から建設局長、都市・交通局長又は建築局長が決定する。

（入札参加資格等の公告・掲示）

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

（1）総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

（2）当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

（落札者決定基準）

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定める。

3 落札者決定基準は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において審査した上で、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札・指名審査会要領第1条及び第11条に基づく入札・指名審査会（以下「審査会」という。）に提出し、審査会において決定する。

（評価項目等）

第5条 総合評価落札方式は、原則として以下の形式から選定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。また、建設工事によってはその他の形式とすることができる。

（1）標準型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度地域貢献度とする。

（2）簡易型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精進度地域貢献度とする。ただし、技術提案に関する事項については、簡易な施工計画とする。

(3) 特別簡易型

評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精進度地域貢献度とする。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、原則として以下の式で計算する評価値を以て行うが、発注工事によってはその他の式で計算する評価値を以て行うことができる。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点} \} \div (\text{入札価格} / \text{入札予定価格})$$

(評価項目の審査)

第7条 提出資料に基づく評価項目の審査については以下のとおりとする。

- (1) 技術提案に関する事項についての審査は、委員会において行う。
- (2) 評価項目の審査結果は審査会に提出し、審査会において決定する。

(落札者決定の方法)

第8条 入札参加資格をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成16年8月20日制定、平成18年4月1日最終改正の「愛知県建設部総合評価落札方式競争入札試行要領」及び「愛知県建設部総合評価落札方式競争入札試行要領内規」は廃止する。

附 則

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。